

# 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業

新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対して、感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用を補助します。

## 補助上限額

病院（医科、歯科）	200万円+5万円×病床数
有床診療所（医科、歯科）	200万円
無床診療所（医科、歯科）	100万円
薬局、訪問看護ステーション、助産所	70万円

## 補助対象機関

新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組※を行う病院・医科(歯科)診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所

※ 取組の例（例示であり、これに限られるものではありません）

- ①共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒などの環境整備
- ②新型コロナウイルス疑いの患者とその他の患者が混在しないための動線の確保
- ③電話等情報通信機器を用いた診療体制等の確保
- ④医療従事者の感染拡大防止対策

## 補助対象経費

- ・感染拡大防止対策に要する費用
- ・院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用（「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象外）

※ 経費の例（例示であり、これに限られるものではありません）

清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入 等

## 申請方法（全国の標準的なモデルの場合）

各都道府県の国民健康保険団体連合会に原則オンラインで申請します。

※ 令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる費用が対象です。

※ 支出済みの費用だけでなく、申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算額で申請することも可能です。また、新型コロナ患者の受入れは要件となっておりません。

※ 各都道府県によって申請窓口が異なる場合があります。

## 申請受付及び給付開始日

- ・7月下旬頃申請開始
- ・8月下旬頃振込開始

※ 都道府県により異なる場合があります。

### 【お問い合わせについて】

- 新型コロナ緊急包括支援交付金コールセンターまで  
電話番号03-3595-3317（受付時間は平日9:30～18:00）



事業の詳細はこちら

緊急包括支援交付金

検索

➔ [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/kansenkakudaiboushi\\_shien.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kansenkakudaiboushi_shien.html)

# 新型コロナウイルス感染症の重点医療機関の体制整備

重点医療機関（新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関）において、新型コロナウイルス感染症患者の受け入れ体制を確保するため、病床確保料を補助することにより、適切な医療提供体制を整備します。

## 事業内容

新型コロナウイルス感染症患者対応のため、重点医療機関として病床を整備した医療機関に対し、患者の迅速な受入体制確保の観点から、患者を受け入れていない病床に対する病床確保料として、相当額を補助する。

## 病床確保料の上限額及び要件

	要件	病床確保料の上限額
重点医療機関	<ul style="list-style-type: none"><li>都道府県が指定</li><li>病棟単位で新型コロナウイルス感染症患者あるいは疑い患者用の<b>病床を確保</b></li><li>確保しているすべての病床で、<b>酸素投与及び呼吸モニタリングが可能</b></li></ul> ※看護体制の1単位をもって病棟として取り扱う。	ICU 1床当たり <b>301,000円</b> ／日 HCU 1床当たり <b>211,000円</b> ／日 上記以外の病床 1床当たり <b>52,000円</b> ／日
協力医療機関	<ul style="list-style-type: none"><li>都道府県が指定</li><li>新型コロナウイルス<b>疑い患者専用の個室を設定</b>して、新型コロナウイルス疑い患者を受け入れるための病床を確保</li><li>確保しているすべての病床で、<b>酸素投与及び呼吸モニタリングが可能</b></li><li>受け入れるための病床は個室であり、トイレやシャワーなど<b>他の患者と独立した動線を確保</b></li><li>必要な<b>検体採取が可能</b></li></ul>	ICU 1床当たり <b>97,000円</b> ／日 重症患者・中等症患者 1床当たり <b>41,000円</b> ／日 上記以外の病床 1床当たり <b>16,000円</b> ／日
上記以外	<ul style="list-style-type: none"><li>対象施設は新型コロナウイルス感染症患者等を入院させる医療機関</li><li>対象病床は新型コロナウイルス感染症患者等の入院のために確保するものとして都道府県等が厚生労働省に協議した病床</li></ul>	ICU 1床当たり <b>97,000円</b> ／日 重症患者・中等症患者 1床当たり <b>41,000円</b> ／日 上記以外の病床 1床当たり <b>16,000円</b> ／日

※ 令和2年度第二次補正予算成立日以前に、実質的に重点医療機関又は協力医療機関と同様に病棟を確保しているとして都道府県が厚生労働省と協議して認めた医療機関については、都道府県が認めた期日に遡及して、都道府県が認めた期間、重点医療機関又は協力医療機関として指定されたものとみなし、病床確保料を適用する（ただし、令和2年4月1日以降）。

※ 重点医療機関又は協力医療機関以外の医療機関の病床確保料についても、令和2年4月1日から適用する。

## 申請受付及び給付開始日

随時申請受付、補助実施

※ 都道府県によって異なります。

**i** 【お問い合わせについて】

●お問い合わせ及びお申し込みは**各都道府県の窓口**まで

# 診療報酬上の特例的な対応

重症・中等症の新型コロナウイルス感染症患者の増加に対応可能な医療体制の構築に向けて、患者の診療に係る実態等を踏まえ、特例的な対応を行っています。

## 重症・中等症の新型コロナウイルス感染症患者に対する診療の評価の見直し（\*1）

- 重症の新型コロナウイルス感染症患者について、特定集中治療室管理料等を算定する病棟に入院している場合の評価を3倍に引き上げる。

※ 例：特定集中治療室管理料3（平時）9,697点 → 臨時特例（2倍）19,394点  
→ 更なる見直し（3倍）29,091点

- 中等症の新型コロナウイルス感染症患者について、救急医療管理加算の3倍相当（2,850点）の加算を算定できることとする。

\*1 専用病床の確保などを行った上で新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行う医療機関であること。

## 重症・中等症の新型コロナウイルス感染症患者の範囲の見直し

- 重症患者の対象範囲について、医学的な見地からICU等における管理が必要な患者を追加する。
- 中等症患者の対象範囲について、医学的な見地から急変に係るリスク管理が必要な患者（\*2）を追加する。

\*2 免疫抑制状態にある患者の酸素療法が終了した後の状態など、急変等のリスクを鑑み、宿泊療養、自宅療養の対象とすべきでない者を想定。

## 長期・継続的な治療を要する新型コロナウイルス感染症患者に対する診療の評価

- 中等症患者のうち、継続的な診療が必要な場合には、救急医療管理加算の3倍相当の加算について、15日目以降も算定できることとする。
- 新型コロナウイルス感染症から回復した患者について、転院を受け入れた医療機関への評価を設ける。

## 疑似症患者の取扱いの明確化

- 新型コロナウイルス感染症の疑似症として入院措置がなされている期間については、今般の新型コロナウイルス感染症患者に対する特例的な取扱いの対象となることを明確化する。

※ 上記の特例的な評価のほか、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れたため又は受入体制を整えるために、ICU等と同等の人員配置とした病床において、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた場合には、簡易な報告により、該当する入院料を算定することができることとしている。

### i 【お問い合わせについて】

- お問い合わせは各都道府県の地方厚生局事務所まで